

山口市清掃工場包括運営委託

募集要項

令和7年2月

山口市

目 次

第1 用語の定義.....	1
第2 募集要項の位置づけ.....	2
第3 業務内容に関する事項.....	3
1 業務名称.....	3
2 対象となる公共施設等の名称.....	3
3 公共施設等の管理者等.....	3
4 本業務の背景及び目的.....	3
5 処理対象物.....	3
6 委託期間.....	4
7 契約の形態.....	4
8 業務スケジュール.....	4
9 運營業務における業務区分.....	4
10 受託者の収入.....	4
11 法令等の遵守.....	4
第4 受託者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 募集及び選定方法.....	5
2 募集及び選定の手順.....	5
3 応募に関する留意事項.....	8
4 参加申請者の備えるべき参加資格要件.....	9
5 参加申請者の審査及び優先交渉権者の選定.....	11
第5 提案に関する条件.....	12
1 本施設の立地条件.....	12
2 本施設の概要.....	12
3 本施設の運営の提案に関する条件.....	13
4 業務計画の提案に関する条件.....	13
5 委託料の提案に関する条件.....	13
第6 業務実施に関する事項.....	15
1 包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
2 本業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
3 運營業務の実施状況のモニタリング.....	15
第7 包括運営委託契約に関する事項.....	17
1 優先交渉権者決定後の手続き.....	17
2 契約保証金.....	17
3 その他.....	17
第8 事務局（問い合わせ先）.....	17
別紙1 業務区分.....	18
別紙2 モニタリング実施要領等.....	20

第1 用語の定義

山口市清掃工場包括運営委託 募集要項では、以下のように用語を定義する。

本市	山口市をいう。
包括運営委託	施設の運転・維持管理などの運営業務を一括契約して委託業務範囲を拡大するとともに、運営委託期間を複数年度とする委託方式をいう。
本業務	山口市清掃工場包括運営委託をいう。
本施設	本業務において包括運営委託を行う焼却施設をいう。
運営	本施設の運営（運転、維持管理、補修等を含む。）をいう。
参加申請者	本業務の応募に参加する単独企業（応募企業）又は複数の企業によって構成されるグループ（応募グループ）をいう。
構成員	応募グループを構成する企業をいう。
代表企業	応募企業又は応募グループを代表する企業をいう。
優先交渉権者	参加申請者の中から、本業務を実施する者として選定された参加申請者をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集及び包括運営委託契約書（案）及びこれらに関する質問回答をいう。
提案書	要求水準書を基に、参加申請者が本市へ提出する本施設の運営に関する提案図書をいう。
包括運営委託契約	本業務における運営の実施のために本市と事業者が締結する契約をいう。
受託者	本市と本業務の包括運営委託契約を締結する選定受託者をいう。選定された参加申請者の構成企業で構成される。
選定委員会	山口市清掃工場包括運営委託受託者選定委員会をいう。

第2 募集要項の位置づけ

本市は、山口市清掃工場包括運営委託について、令和6年10月15日に実施方針及び要求水準書（案）を公表した。

受託者の募集及び選定等については、「募集要項」、「要求水準書」、「優先交渉権者決定基準」、「様式集」、「包括運営委託契約書（案）」及びこれらに関する質問回答（以下「募集要項等」という。）により実施する。

参加申請者は、募集要項等の内容を十分理解したうえで、本業務の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第3 業務内容に関する事項

1 業務名称

山口市清掃工場包括運営委託

2 対象となる公共施設等の名称

山口市清掃工場

3 公共施設等の管理者等

山口市長 伊藤 和貴

4 本業務の背景及び目的

本市は、市内で発生する一般廃棄物の適正処理を実施するため、可燃ごみ焼却施設である山口市清掃工場を整備し、平成 10 年 3 月に竣工している。本施設は平成 28 年度から令和元年度までの 4 カ年で基幹的設備改良工事を実施し、令和 16 年度までの延命化を図り現在に至っている。また、清掃工場の運営は、平成 25 年度から順次、運転管理業務、保守点検業務など一部民間委託を導入して現在に至っている。

令和 5 年に実施した「山口市清掃工場包括運営委託導入効果調査検討業務」では、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、民間事業者のノウハウ等を活用し、効率的・効果的かつ持続的に本施設の業務を継続していくために、包括運営委託の導入効果を検証した。その結果、従来委託と比較して、包括運営委託を導入することで定量的（経済性）、定性的（リスク分担・リスク負担、財政計画、適正処理、発注・契約事務）に優位な結果となったことから、令和 8 年度からの包括運営委託導入に向け、取り組んでいるところである。

本業務は、民間事業者のノウハウ、性能を十分引き出す運転技術、運営能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である本施設の効率的かつ効果的な運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

5 処理対象物

本施設における処理対象廃棄物を下表に示す。

項目	処理対象廃棄物
一般廃棄物	可燃ごみ
	可燃性粗大ごみ
	資源ごみの選別に伴って発生する可燃性残渣
	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの破碎選別に伴って発生する可燃性残渣
産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第122号）第9条第5項に規定する産業廃棄物であって、同条例施行規則（平成17年規則第97号）第7条第1項に規定する可燃性の併せて処理できる産業廃棄物

6 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

運営準備期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

運営準備期間内に、本市との必要な協議・業務引継ぎ等の各種準備を行うものとする。

なお、運営準備期間内に要する一切の費用については、受託者が負担するものとする。

7 契約の形態

本市は、事業者と相互に協力し、本業務における運営の実施のために包括運営委託契約を締結する。

8 業務スケジュール

業務スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

令和7年8月	優先交渉権者の決定
令和7年10月	包括運営委託契約の締結
包括運営委託契約の締結日の翌日 ～令和8年3月31日	運営準備期間
令和8年4月1日～令和13年3月31日	本施設の包括運営（5年間）

9 運営業務における業務区分

業務区分については、別紙1に示す。

10 受託者の収入

本市は、受託者の行う本業務の対価として、包括運営委託料（以下「委託料」という。）を委託期間にわたって受託者に支払うものとする。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができる。また、委託料は、固定費と変動費（ごみの処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

11 法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたり必要とされる関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本業務の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

第4 受託者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

受託者の選定は、競争性・公平性の確保に配慮したうえで、本業務の対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 受託者の募集及び選定スケジュール

本業務における受託者の募集及び選定スケジュール(予定)は、下表のとおりとする。

日程	内容
令和7年2月3日(月)	募集要項等の公表
令和7年2月3日(月)～2月20日(木)	募集要項等に関する第1回質問の受付
令和7年3月12日(水)	第1回質問回答の公表
令和7年3月17日(月)～3月21日(金)	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和7年4月4日(金)	資格審査結果の通知
令和7年4月7日(月)～4月18日(金)	参考資料の配布及び閲覧並びに施設見学の開催
令和7年4月21日(月)～5月1日(木)	募集要項等に関する第2回質問の受付
令和7年5月23日(金)	第2回質問回答の公表
令和7年6月9日(月)～6月13日(金)	提案書の受付
令和7年8月中旬～下旬(予定)	プレゼンテーション、ヒアリング及び審査
令和7年8月(予定)	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年10月(予定)	包括運営委託契約の締結

(2) 募集要項等に関する第1回質問の受付及び回答

募集要項等に関する第1回質問の受付は、以下の手順により行う。

ア 質問の方法

質問は、「募集要項等に関する質問書(第1回)」(様式 1-1)に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「質問書(山口市清掃工場包括運営委託)」と記載すること。

なお、電子メール送信後(本市が閉庁日の場合は、直近の開庁日(午前中)とする。)に必ず電話連絡を行うこと。

また、受付期間に電話連絡が未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月20日(木)午後5時まで(受付期限内必着)

ウ 送付先

事務局(第8に記載)

エ 回答の公表

質問及び質問に対する回答は、山口市公式ウェブサイト公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

募集要項等に関する第1回質問回答公表日：令和7年3月12日(水)

(3) 参加表明書及び資格審査申請書類受付・審査

参加申請者は、以下の要領に従って参加資格審査に関する提出書類(様式 2-1～2-6)を提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 3 月 17 日 (月) から令和 7 年 3 月 21 日 (金) 午後 5 時まで (受付期限内必着)

イ 提出方法

参加申請者の代表企業が持参又は郵送 (追跡ができるものに限る。) により提出期限までに到達しなければならない。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、封入物の鑑には「資格審査申請書類在中」と朱書きし、電子データ (CD-ROM 等の記憶媒体) を一式提出することとする。

ウ 参加表明書及び資格審査申請書類

「様式集」に示すとおり。

エ 提出先

事務局 (第 8 に記載)

オ 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和 7 年 4 月 4 日 (金) に参加申請者の代表企業に書面等で通知する。その際、提案書の作成に必要となる参加申請者記号等を交付する。

カ 資格審査結果理由の説明請求

(ア) 審査の結果、参加が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

(イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 7 日以内 (期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。) に書面 (書式は自由) を提出すること。提出方法は持参又は郵送 (追跡ができるものに限る。) によるものとし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで (持参の場合は、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。) とする。

(ウ) 説明を求めたものに対する回答は、書面により行う。

キ その他

(ア) 提出期限に遅れた参加表明書及び資格審査申請書類は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの (社員証等) の提示を求める場合がある。

(4) 参考資料の配布及び閲覧並びに施設見学の開催

本市は、資格審査の結果、資格が認められた参加申請者に対して、要求水準書 (P 5) 第 2 章 第 1 節 4 (7) 本施設の仕様及び基本性能に示す関係図書の閲覧を認めるものとする。さらに、施設見学を応募者別に実施する。

ア 配布・閲覧・見学期間

令和 7 年 4 月 7 日 (月) から令和 7 年 4 月 18 日 (金) までの間とする。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、施設見学の詳細については、資格が認められた参加申請者に対して審査結果とあわせて通知する。

イ 配布・閲覧・見学時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 配布・閲覧場所

事務局（第 8 に記載）

エ 配布・閲覧にあたっての注意事項

- ・事前予約を事務局に電話にて行うこと。
- ・身分を証明できるもの（社員証等）を持参すること。
- ・複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、代表企業が様式 4-1 により申し込むこと。

オ 施設見学にあたっての注意事項

施設見学への参加者は 10 人以内とし、代表企業が様式 4-2 により申し込むこと。施設見学にあたっては、身分を証明できるもの（社員証等）を参加者各自が持参すること。

(5) 募集要項等に関する第 2 回質問の受付及び回答

募集要項等に関する第 2 回質問の受付は、以下の手順により行う。

ア 対象

資格審査の結果、資格が認められた参加申請者

イ 質問の方法

質問は、「募集要項等に関する質問書（第 2 回）」（様式 1-2）に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「質問書（山口市清掃工場包括運営委託）」と記載すること。

なお、電子メール送信後（本市が閉庁日の場合は、直近の開庁日（午前中）とする。）に必ず電話連絡を行うこと。

また、受付期間に電話連絡が未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

ウ 受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 5 時まで（受付期限内必着）

エ 送付先

事務局（第 8 に記載）

オ 回答の公表

質問及び質問に対する回答は、山口市公式ウェブサイト公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

募集要項等に関する第 2 回質問回答公表日：令和 7 年 5 月 23 日（金）

(6) 参加の辞退

参加資格の確認を受けた参加申請者が参加を辞退する場合は、提案書提出期限日までに、様式 3 を本市へ持参により提出すること。なお、参加を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において不利益な扱いをされることはない。

(7) 提案書の受付

参加申請者の代表企業は、以下の要領に従って本業務に対する提案内容を記載した提案書を提出すること。

なお、本市は、参加申請者の提案内容について、ヒアリングの実施を予定している。

ア 対象

資格審査の結果、資格が認められた参加申請者

イ 提出期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月13日（金）午前9時から午後5時まで（受付期限内必着）

ウ 提出方法

参加申請者の代表企業が持参しなければならない。また、封入物の鑑には「提案書在中」と朱書きし、電子データ（CD-ROM等の記憶媒体）を一式提出することとする。

エ 提出書類

様式集による。

オ 提出先

(8) 事務局（第8に記載）プレゼンテーション、ヒアリング及び審査

プレゼンテーション、ヒアリングの詳細については、別途、提案書を提出した者に通知する。

(9) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の公表

令和7年8月（予定）に、代表企業に書面で通知する。審査結果の概要については、山口市公式ウェブサイトにて公表する。

イ 審査結果理由の説明請求

（ア）審査の結果、優先交渉権者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。

（イ）審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は持参又は郵送（追跡ができるものに限る。）によるものとし、持参の場合は午前9時から午後5時まで（持参の場合は、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

（ウ）説明を求めたものに対する回答は、書面により行う。

ウ その他

（ア）提出期限に遅れた提案書は受け付けない。

（イ）提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加申請者は、応募書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

募集要項等の公表から契約締結までの間に参加申請者が負担する本業務の応募に係る費用は、全て参加申請者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位、時刻

様式集に特別に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するものとする。ただし、本市が山口市情

報公開条例（平成 17 年山口市条例第 11 号）に基づき、提案内容を公開する場合、その他本市が必要と認めるときには、本市は提出書類の全部又は一部を無償で 사용할 ことができるものとする。

契約に至らなかった参加申請者の提案については、本市が山口市情報公開条例に基づき提案内容を公開する場合を除き、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国法令に基づいて保護される第三者の権利となっている運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った参加申請者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該参加申請者は本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(7) 資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(8) 参加申請者が 1 者の場合の措置

参加申請者が 1 者であった場合も、優先交渉権者決定基準に基づき審査を行う。

(9) 提案上限価格

本委託に係る提案上限価格は以下のとおりとし、これを上回る提案を行った参加申請者は失格とする。

上限価格：5,021,394,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加申請者又は参加申請者の代表者に通知することとする。

4 参加申請者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加申請者の構成等

参加申請者の構成等は、以下のとおりとする。

ア 参加申請者は、本業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募を行うこと。
なお、応募企業の場合は、代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。

ウ 代表企業又は構成企業の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、

やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。

エ 代表企業又は構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業又は構成企業でないこと。

オ 代表企業又は構成企業のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募グループの代表企業又は構成企業となることは認めない。「資本面又は人事面において関連のある」者とは、以下に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

（ア）資本面において関連がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

- a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人事面において関連がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

カ 同一の参加申請者が複数の提案を行うことはできない。

（2）参加申請者の参加資格要件

参加申請者は、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定める告示（令和 3 年 12 月 13 日山口市告示第 231 号）に規定する入札参加資格を、以下の営業種目について参加表明書の提出期限日までに、全て有していること。

なお、応募グループで参加する場合は、構成員についても以下のいずれかの営業種目を有していること。

（ア）「53 業務委託（建物等の保守管理・運営）」のうちの「10 プラント施設運転管理・保守点検」

（イ）「63 業務委託（整備（保守及び修理））」のうちの「02 機械・機器及び金属製品」

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続きの申し立てをした者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 本業務に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社

及び日比谷パーク法律事務所において、資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

カ 業務実績は、以下の要件を全て満たしていること。

なお、応募グループで参加する場合は、構成員全体で以下の全ての要件を満たしていること。

(ア) 統括責任者は、ごみ処理施設技術管理士の資格を有し、本施設と同等程度の施設の業務責任者又は副責任者として、1年以上従事した実績がある者を配置できること。

(イ) 平成 26 年 4 月以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した本施設と同等程度の施設に係る包括運営委託（施設の運転、維持管理、補修を含む。）について、元請としての 1 年以上の履行実績を有すること。なお、共同企業体及び特別目的会社としての履行実績を含む。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に代表企業又は構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該参加申請者は失格とする。

5 参加申請者の審査及び優先交渉権者の選定

(1) 審査機関

本市は、参加申請者の提案書類の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した選定委員会において審査を実施する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査にあたっては、本市において提出書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 提案審査

提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において提案書類の審査を総合評価の方法により行う。

ウ 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査の結果は、各参加申請者へ通知するほか、優先交渉権者の決定及び審査講評を山口市公式ウェブサイトで公表する。

第5 提案に関する条件

本業務の提案に関する条件は、以下のとおりである。参加申請者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、参加申請者の提案が要求水準書に示す要求要件を満足していない場合又は提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

1 本施設の立地条件

本施設の立地条件は、下表のとおりである。

所在地	山口市大内御堀496番地
敷地面積	16,487㎡
建築面積	工場棟 3,777㎡、余熱利用設備棟 357㎡、管理棟 1,081㎡
延床面積	工場棟 7,605㎡、余熱利用設備棟 451㎡、管理棟 2,213㎡
区域区分	都市計画区域内
用途地域	指定なし
容積率	100%
建蔽率	60%
その他	特定用途制限地域

2 本施設の概要

本施設の施設概要は、下表のとおりである。

施設	概要
計量棟	形式：ロードセル式（4点支持） 数量：2基 秤量：最大秤量20t、最小目盛5kg 積載台寸法：巾 3,000mm × 長さ 7,000mm
工場棟	建築面積：工場棟 3,777㎡、余熱利用設備棟 357㎡、管理棟 1,081㎡ 延床面積：工場棟 7,605㎡、余熱利用設備棟 451㎡、管理棟 2,213㎡ 焼却方式：全連続燃焼式（ストーカ方式） 施設規模：220t/24h（110t/24h×2炉） 受入・供給方式：ピット&クレーン方式 ガス冷却方式：廃熱ボイラ方式＋水噴射方式 排ガス処理方式：薬剤噴霧方式＋バグフィルタ方式 余熱利用：発電、場内給湯、山口市リサイクルプラザへの熱源供給 通風方式：平衡通風方式 灰出（主灰）：灰押出装置＋ピット&クレーン方式→天蓋付ダンプトラック →セメント原料化工場 灰出（飛灰）：バグフィルタ→飛灰サイロ→ジェットパックス →セメント原料化工場 排水処理 プラント排水：汚水受槽→生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過処理 →炉内噴霧蒸発処理方式＋場内使用（再循環無放流方式） 生活排水：単独浄化槽処理→汚水受槽 ごみピット汚水：ごみピット循環方式 煙突：高さ59m
関連施設	関連施設は旧清掃工場、駐車場、外構設備、植栽、構内道路、給排水設備（井戸、第1ポンプ（井水取水用）、上水配管、井水配管、場外用温水配管）、単独浄化槽、外灯、その他業務地内の施設・設備とする。 ただし、山口市リサイクルプラザに関する設備については以下のとおりとする。 ・プラザへの温水配管については、送り側はプラザの第1バルブまで、戻り側はプラザの最終バルブ以降の部分とする。ただし、バルブ本体は含まない。

3 本施設の運営の提案に関する条件

本施設の運営については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

4 業務計画の提案に関する条件

5年間の包括運営委託方式により業務実施するに際し、以下の事項を踏まえて業務計画を立案し、提案書を作成すること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本業務における責任分担の考え方は、本市と受託者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本業務の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と受託者の責任分担の程度や具体的な内容については、包括運営委託契約書に定めるものとする。

(2) 保険

本市は、本施設に係る建物及び据付機械の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済に加入しているが、受託者は本施設の運営に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、火災による損害を補償する保険及び設備や装置の不測の事故等による損害を補償する保険等の必要な保険に加入するものとし、保険契約の内容及び保険証書の内容については、本市と協議のうえ決定すること。

5 委託料の提案に関する条件

本市は、受託者の行う本業務の対価を委託料として、委託期間にわたって受託者に支払うものとする。委託料は、令和8年度第1四半期分（4月1日～6月末日）を初回とし、以後年4回、令和12年度第4四半期分（1月1日～3月末日）までの計20回支払うものとする。

委託料は、委託料及び提案単価で提案された内容に基づく固定費（ごみの処理量等に関わらず発生する人件費や点検補修費等であり、全ての支払い回において同額とする。）と変動費（処理対象物の処理量等に応じて変動する薬剤費や燃料費等であり、処理対象物ごとのトン当たり単価とする。）から構成されるものとする。

委託料	対価の算定方法
固定費	各支払期の支払金額＝ $\frac{\text{左欄対象費用の運営業務期間中の費用の合計金額}}{\text{支払回数（4回／年} \times 5 \text{年）}}$
変動費	各支払期の支払金額＝各支払期のごみ処理量（実績値） $\times$ 提案単価（円／t） ※提案価格の算定にあたっては、 ＝各年度のごみ処理計画量 $\times$ 提案単価（円／t） なお、ごみ処理計画量は、要求水準書 第2章 第1節 7（1）ごみ処理計画量に示す令和8年度から令和12年度の「焼却処理量」の数値を用いること。

なお、委託料は、物価変動に基づき年1回改定するものとし、次式のとおり、参加申請者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とするが、この際に、 (I_7 / I_6) 又は $(I_{n-1} / I_{n'-1})$ が±1.5% (0.985 から 1.015 まで) の範囲内であるときは改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)のサービス)とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、優先交渉権者の決定後に、指標の妥当性、合理性について協議し、包括運営委託契約に定めることとする。

(1) 令和8年度の改定

$$P_8 = P_i \times \frac{I_7}{I_6}$$

P_8 : 改定後の令和8年度の委託料(固定費又は変動費)

P_i : 提案による委託料(固定費又は変動費)

I_7 : 令和7年8月末日時点で公表されている指標の過去12か月の平均値

I_6 : 令和6年8月末日時点で公表されている指標の過去12か月の平均値

なお、固定費、変動費とも1円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 令和9年度以降の改定

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

P_n : 改定後の令和n年度の委託料(固定費又は変動費)

$P_{i'}$: 前回改定後の委託料(固定費又は変動費)

I_{n-1} : 令和(n-1)年8月末日時点で公表されている指標の過去12か月の平均値

$I_{n'-1}$: 前回改定時に用いた指標値

なお、固定費、変動費とも1円未満の端数は切り捨てとする。

第6 業務実施に関する事項

1 包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

包括運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と受託者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び包括運営委託契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

包括運営委託契約に関する紛争については、山口地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

ア 受託者が実施する業務内容について、包括運営委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は包括運営委託契約を解除することができる。

イ 受託者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により包括運営委託契約に基づく本業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は包括運営委託契約を解除することができる。

ウ ア又はイの規定により本市が包括運営委託契約を解除した場合、受託者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本業務の継続が困難となった場合、受託者は包括運営委託契約を解約することができる。

イ アの規定により受託者が包括運営委託契約を解約した場合、本市は受託者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合、本市及び受託者は、本業務継続の可否について協議する。

本市及び受託者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、包括運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、本業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、包括運営委託契約に定める。

3 運営業務の実施状況のモニタリング

本市は、受託者が実施する運営業務の実施状況について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、包括運営委託契約書に定める。

(1) モニタリング

本市は、受託者が実施する運營業務の実施状況の把握を目的に、定期的又は随時に公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施するもののほか、現地調査や受託者へのヒアリング等により実施する。

(2) 支払いの減額等

包括運営委託契約書、要求水準書で定められた運營業務に係る水準及び受託者の提案内容を満足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については包括運営委託契約書に定めることとし、主に以下の事項を勘案して減額等の要否及び金額を決定する。

ア 運營業務に係る水準及び受託者の提案内容の満足

イ アを満たさない事項が本市に及ぼす影響度

ウ アを満たさない事項に対する改善

(3) モニタリングの実施要領等

別紙2 参照

第7 包括運営委託契約に関する事項

1 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 契約の詳細協議

本市と優先交渉権者は、包括運営委託契約締結のために契約内容の詳細について協議する。

(2) 契約の締結

本市は、受託者と包括運営委託契約を締結する。

2 契約保証金

契約保証金は、年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付すること。ただし、受託者が保険会社との間に本市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金を免除する。

3 その他

本市は、本業務に関する情報提供を、山口市公式ウェブサイトを通じて適宜行うものとする。

第8 事務局(問い合わせ先)

山口市 環境部 環境施設課（山口市清掃工場管理棟2階）

〒753-0214 山口県山口市大内御堀 496 番地

電 話：083-927-0020

メール：kankyo-s@city.yamaguchi.lg.jp

別紙 1 業務区分

項目		作業内容	業務区分	
			本市	受託者
受付	受付・計量	計量棟における受付・計量業務（料金収受を含む）		○
		登録変更の手続きを行う搬入者の対応	○	
	月極・後納の登録		○	
	記録・管理	ごみ搬入車両の登録、管理		○
	運転管理	計画の作成	処理計画に基づく施設の点検、補修等を含む運転計画の策定	
施設の運転操作等に関するマニュアルの作成 ※本市が作成したものを更新				○
運転員への教育訓練				○
適正運転			関係法令、公害防止条件等を遵守した施設の運転	
搬入管理		搬入車両の適切な誘導及び搬入補助		○
		直接搬入ごみの不適物混入の有無の確認 （必要に応じて展開検査）		○
		処理可否の判断、搬入禁止物・不適物の指導	○	○
記録・報告		各施設機器の運転データ（運転管理記録等）の作成・報告		○
用役管理	計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を作成		○
	用役の確保	用役利用計画に基づく用役の確保・調達		○
	用役の管理	用役の管理		○
	記録・報告	用役に係るデータの記録・報告		○
維持管理	計画の作成	施設の点検計画、機器の維持・補修計画の策定		○
	点検・検査	維持・補修計画に基づく定期整備、不具合対応		○
		点検計画に基づく施設の点検検査、臨時検査等		○
	補修・修繕	維持・補修計画に基づく機器、設備の補修・修繕		○
	消耗品等の確保・管理	運転に必要な消耗機材、予備品の調達・管理		○
	記録・報告	施設の点検・検査、測定結果及び維持・補修結果の記録・報告		○
	施設機能の確認	法定検査等の実施		○
精密機能検査（第三者機関への委託）の実施			○	
余熱利用管理	計画の作成	運転計画に基づく余熱利用計画の策定		○
	発電	発電計画を作成し、余熱を利用した発電の実施		○
	売電収入	売電に伴う収入の管理	○	
	余熱供給	場内利用（給湯等）		○
	記録・報告	売電や余熱供給の記録・報告	○	○
副生成物	焼却灰の搬出等	主灰・飛灰の運搬	○	
		主灰の積み込み・飛灰の立会い		○
		主灰・飛灰の資源化	○	
		返却異物の運搬	○	
防災管理	二次災害の防止	緊急時における人身安全の確保、二次災害の防止		○
	緊急対応	緊急対応マニュアルの作成、連絡体制の整備		○
	防災訓練の実施	定期的な防災訓練の実施		○
	事故報告	事故報告書の作成と報告		○

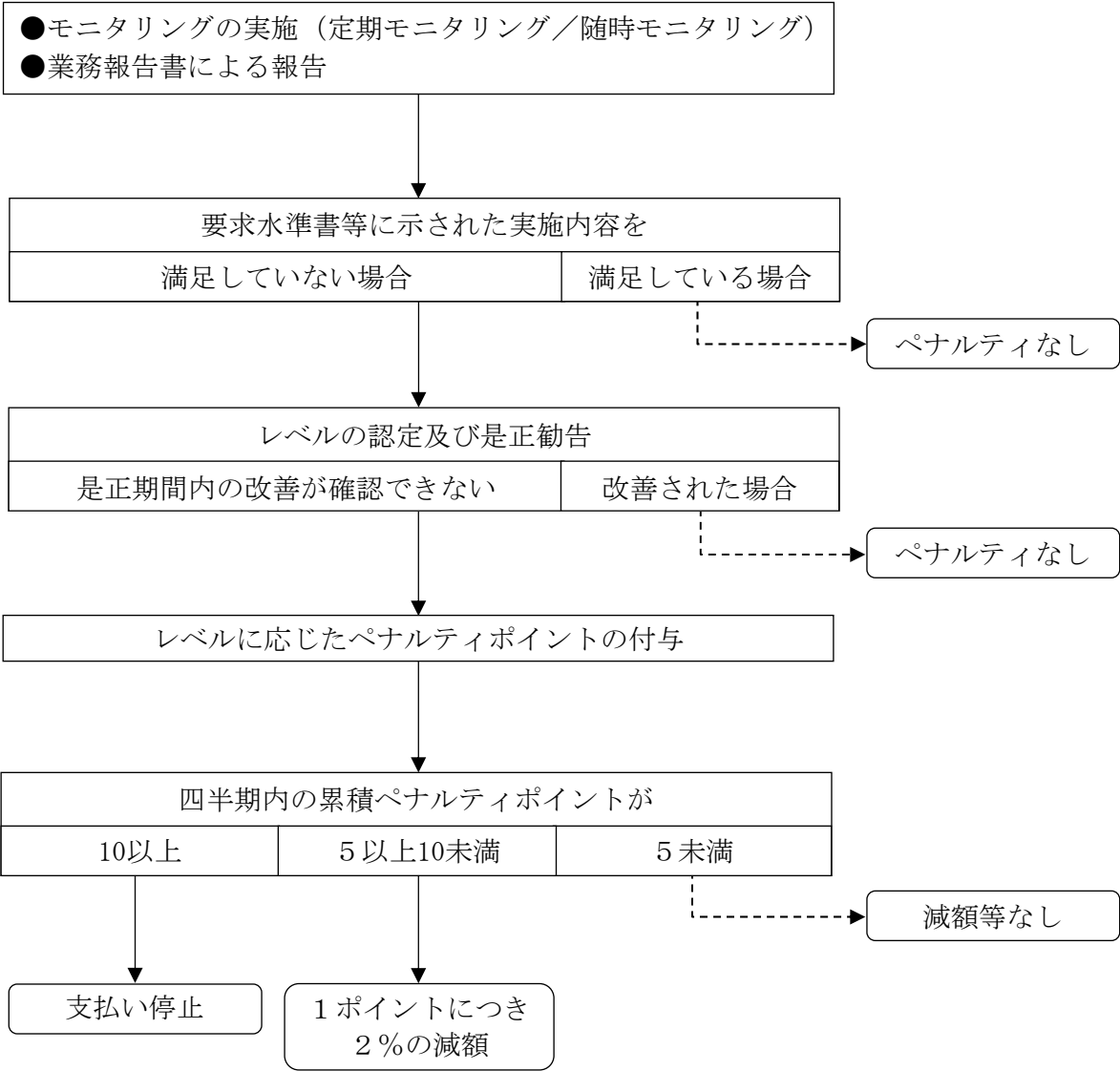
項目		作業内容	業務区分	
			本市	受託者
住民対応	住民説明	住民からの質問・苦情に対する説明等	○	
		住民からの質問・苦情に対する説明等 (初期対応、必要な支援)		○
	施設見学	行政視察の対応	○	
		施設見学		○
		施設見学の受付、来場日の調整	○	
	環境教育	普及啓発活動の実施	○	
情報管理	情報発信	施設に関する情報発信（施設設置者）	○	
	運転管理報告	運転管理に関する報告書の作成・報告・保管		○
	環境管理報告	環境管理報告書の作成・報告・保管		○
	安全衛生管理報告	安全衛生管理マニュアルの作成・報告・保管		○
	作業環境管理報告	作業環境管理報告書の作成・報告・保管		○
	防災管理報告	緊急対応マニュアルの防災訓練実施記録、事故報告書の作成・報告・保管		○
環境管理	情報管理	各種マニュアル、図面等の保管		○
	環境・施設モニタリング	環境・施設モニタリング項目の測定（分析）	○	
その他	運營業務終了時の引き継ぎ業務	運営期間終了時に必要な情報提供、運転指導等		○
	清掃管理	清掃計画の作成と清掃の実施		○
		衛生用品の調達、管理		○
	植栽管理	植栽管理計画の作成と管理		○
	安全管理	作業環境の安全管理、施設の防火管理		○
	警備・巡回	場内の警備・巡回体制の整備		○
		異常発見時の対応	○	○
	運営の監視	運営状況のモニタリング	○	○
	保険への加入	施設所有者としての保険への加入	○	
		業務の実施に必要な保険への加入		○
その他	地元雇用、企業の活用	施設の運営等における地元雇用、地元企業の活用		○

別紙 2 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

本市は、委託期間にわたり、受託者が実施する運營業務の実施状況についてモニタリングし、包括運営委託契約書に定められた内容を実実に遂行しているかについて確認する。

その結果、受託者の業務内容が包括運営委託契約書、要求水準書、受託者の提案等示される運營業務の内容を満足していないと本市が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置を講じるものとする。



2 委託料の減額等の方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、各四半期において本市が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

受託者の責任により、包括運営委託契約書、要求水準書、受託者の提案等に表示される運営業務の内容を履行していないことにより、下表に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される状態
レベル 2	是正しなければ、運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される状態

(3) 減額等の決定過程

ア レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本市は状態の程度、緊急度等を勘案し、受託者に相当な是正期間を提示する。

イ 受託者は、本市の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 本市及び受託者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額等の算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが下表に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払いの対象とする支払い期日における委託料について、下表に規定する減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 ポイント未満	減額等なし
5 ポイント以上10ポイント未満	1 ポイントにつき 2 % の減額
10ポイント以上	支払い停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び 0 ポイントから加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが 10 ポイント以上で支払い停止となった場合、翌四半期における累積ペナルティポイントが 5 ポイント以上であれば、本市は契約を解除することができる。